

福岡県公報

令和 4 年 1 月 28 日
第 270 号

目 次

告 示 (第64号 - 第87号)

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	6

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の取消し	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9

公 告

○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○落札者等の公示	(税 務 課)	12
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	12

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課
 [作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (医療指導課) ……………13
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………13
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………13
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………14
 - 令和3年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) ……………14
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………14
 - 落札者等の公示 (情報政策課) ……………15
 - 指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険課) ……………15
 - 指定居宅サービス事業者の廃止 (介護保険課) ……………17
 - 指定介護予防サービス事業者の指定 (介護保険課) ……………17
 - 指定介護予防サービス事業者の廃止 (介護保険課) ……………18
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………19
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………19
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬 務 課) ……………19
- 雑 報**
- 令和3年度行政書士試験の合格者の発表 (市町村支援課) ……………19
 - 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨 (行政経営企画課) ……………20

告 示

福岡県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例

によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
み介薬9	株式会社田中薬局支店	みやま市瀬高町下庄2191-1	R3・11・22

福岡県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介薬85	セレネ薬局	糟屋郡志免町大字志免1011-1	糟屋郡志免町志免一丁目3-34	R3・10・28
京居167	ラシック訪問看護ステーション	京都郡苅田町与原三丁目5番地4	京都郡苅田町与原三丁目5番地5	R3・11・8

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道	安 赤 谷 線	安 赤 谷 線	前	朝倉市杷木赤谷1450番1先から 朝倉市杷木赤谷1448番3先まで	7.5 ～ 7.7	21.9
			後	朝倉市杷木赤谷1450番1先から 朝倉市杷木赤谷1448番3先まで	7.5 ～ 30.5	21.9

福岡県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道	安 赤 谷 線	安 赤 谷 線	前	朝倉市杷木赤谷1085番5先から 朝倉市杷木赤谷1085番7先まで	2.5 ～ 5.2	12.9
			後	朝倉市杷木赤谷1085番5先から 朝倉市杷木赤谷1085番7先まで	5.2 ～ 17.9	12.9

福岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県 道	夏 直 吉 方 線	夏 直 吉 方 線	前	田川市大字夏吉1899番5先から 田川市大字夏吉2849番2先まで	5.9 ～ 7.8	260.5
			後	田川市大字夏吉1899番5先から 田川市大字夏吉2849番2先まで	10.5 ～ 12.1	260.5

福岡県告示第69号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
糟屋郡久山町大字久原字花木原111の51（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の滴養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第70号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和62年6月2日農林水産省告示第680号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第71号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年5月19日農林水産省告示第714号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第72号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月26日農林水産省告示第711号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第73号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年4月23日農林水産省告示第 621号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第74号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 7 年 2 月 9 日農林水産省告示第219号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

朝倉市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第76号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

なお、この告示をもって、保安林予定森林の所在場所等（令和3年9月福岡県告示第824号）及び保安林の所在場所等（令和3年11月福岡県告示第961号）は取り消す。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字川内1320の1、1660

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	高田天道線 停車場	飯塚市津原1220番1先から 飯塚市久保白521番1先まで

福岡県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生113	きむら内科・脳神経クリニック	太宰府市高雄一丁目3692番1	R4・1・18
朝倉生79	医療法人徳隣会つつみクリニック朝倉	朝倉市甘木1596-2	R3・12・1
小生119	くどうこどもクリニック	小郡市津古1203-1	R3・11・24
嘉鞍生10	鞍寿クリニック	鞍手郡鞍手町大字中山2425番地8	R3・12・1
粕生歯78	小林歯科	粕屋郡志免町別府北二丁目2-2 アネシス空港東1F	R3・12・1
宰生薬56	よつば薬局太宰府高雄店	太宰府市高雄一丁目3694-1-103	R4・1・17
宗遠生薬15	うめのき薬局	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-11	R4・1・1
粕生訪21	訪問看護ステーションいぶきの風新宮	粕屋郡新宮町三代西一丁目1-7 エルヴェール新宮1-C	R4・1・1
春生訪12	訪問看護ステーションはるか	春日市白水池三丁目126	R3・12・1
大生訪26	訪問看護ステーションしらぬい	大牟田市大字手鎌1800番地	R4・1・1
直生訪16	芳寿園訪問看護ステーション	直方市大字下境1794番地	R3・12・14
中生訪7	アウル訪問看護ステーション	中間市通谷四丁目1-8	R3・8・1

福岡県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

大野生139	医療法人同仁会乙金メンタルクリニック	大野城市乙金三丁目23-1	R 3・9・30
像生歯82	宗像ホーム歯科	宗像市栄町3-4三栄ビル2階	R 3・12・14
み生薬9	株式会社田中薬局支店	みやま市瀬高町下庄2191-1	R 3・11・22
筑紫地生訪2	訪問看護ステーションはるか	那珂川市中原三丁目37	R 3・11・30

福岡県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
飯生歯154	タカノ歯科医院	飯塚市枝国464-27	R 3・12・31

福岡県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生293	医療法人森高脳神経外科クリニック	森高クリニック	糟屋郡志免町志免一丁目3-41	R 3・10・28

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生293	森高クリニック	糟屋郡志免町志免中央四丁目16-1	糟屋郡志免町志免一丁目3-41	R 3・10・28
大野生歯127	おかだ歯科クリニック	大野城市御笠川六丁目8-4	大野城市御笠川六丁目8番6号	R 3・11・18
行生歯58	溝口歯科医院	行橋市宮市町4番5号-2F	行橋市北泉三丁目4番8号	R 3・11・1
粕生薬85	セレネ薬局	糟屋郡志免町志免中央四丁目15-35	糟屋郡志免町志免一丁目3-34	R 3・10・28
粕生薬174	株式会社古賀薬局須恵店	糟屋郡須恵町大字旅石86-337	糟屋郡須恵町大字旅石115-483	R 3・11・1
中生薬37	石田薬局切畑支店	中間市上蓮花寺一丁目1-1	中間市太賀一丁目1-1	R 3・11・1
京生訪15	ラシック訪問看護ステーション	京都郡苅田町与原三丁目5-4	京都郡苅田町与原三丁目5番地5	R 3・11・8

福岡県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定の取消年月日
北生歯112	増田歯科医院	糟屋郡粕屋町大字長者原東二丁目10-33	R 3・10・25

福岡県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑生マ240	井上 智則（訪問マッサージすみれ）	筑後市大字蔵敷30-17	R3・12・6
筑生マ241	下川 真琴（訪問マッサージすみれ）	筑後市大字蔵敷30-17	R3・12・6
大野生マ49	篠崎 久美（株式会社オフアサポートOFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	R3・12・9
大野生マ50	緒方 啓彦（株式会社オフアサポートOFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	R3・12・9
糸島地生マ34	緒方 祥子（訪問鍼灸マッサージKEiROW糸島ステーション）	糸島市波多江駅北三丁目13-2-104	R3・12・6
直生柔49	後藤 恵介（めぐみ整骨院）	直方市大字上境288	R4・1・5
飯生柔125	仲道 寛樹（爽美感整骨院）	飯塚市幸袋字新町243-1	R4・1・5
飯生柔126	長 泰弘（新飯塚中央整骨院）	飯塚市立岩1049-11	R3・11・30
柳生柔42	渡邊 茂矩（JOY明日接骨院）	柳川市東蒲池265	R3・10・4
粕生柔210	船倉 拓未（甲斐整骨院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R3・9・27
田川生柔57	長谷川 寛（はせがわ整骨院）	田川郡香春町大字香春262	R3・12・1
京生柔47	奥田 綾介（整骨院 長正庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R3・12・1

粕生はき38	上田 拓弥（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R3・12・1
--------	----------------	------------------	---------

福岡県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔114	肘井 隆昇（新飯塚中央整骨院）	飯塚市立岩1049-11	R3・11・30
田生柔70	長谷川 寛（まつばら整骨院）	田川市大字伊田4968-11	R3・11・30
粕生柔174	尾崎 麻耶（甲斐整骨院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R3・9・27
粕生柔175	長谷 佑花（甲斐整骨院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R3・9・27
京生柔46	多田 さくら（整骨院長正庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R3・11・1

福岡県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	江 筑 島 後 線		前	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	2.4 ～ 9.2	360.0
			前	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	5.9 ～ 28.5	452.4
			後	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	2.4 ～ 9.2	360.0
			後	筑後市大字若菜1627番1先から 筑後市大字若菜1074番6先まで	5.9 ～ 28.5	452.4

福岡県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	八 瀬 女 高 線		前	筑後市大字新溝256番2先から 筑後市大字新溝268番3先まで	15.3 ～ 32.3	41.7
			後	筑後市大字新溝256番2先から 筑後市大字新溝268番3先まで	15.3 ～ 34.6	41.7

福岡県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	柳 瀬 島 後 線		前	筑後市大字新溝525番1先から 筑後市大字新溝254番1先まで	4.8 ～ 34.3	241.6
			後	筑後市大字新溝525番1先から 筑後市大字新溝254番1先まで	10.6 ～ 34.3	241.6

公 告

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐 車 料 等		承認年月日
		利用料金（月額）	保証金	
福岡県営福岡住宅	福津市	3,000円	9,000円	令和4年1月7日
福岡県営新開住宅	北九州市 門司区	3,500円	10,500円	令和4年1月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市通古賀五丁目996番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市通古賀五丁目13番15号
梅津 登美子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町小川字中津留2060番1、2061番及び2066番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市瀬高町下庄1616番地11
モロフジ株式会社
代表取締役 諸藤 洋平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（一工区）小郡市山隈字一里間50番1から50番7まで並びに字向浦111番1、111番3から111番8まで、113番4から113番7まで、114番3から114番8まで、115番2か

ら115番5まで、116番4から116番9まで、118番5及び118番6並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県鳥栖市立石町一本杉2066番地の2
株式会社G - s t a g e
代表取締役 栗山 清規

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三井郡大刀洗町大字鶴木字半十畑1208番1、1209番1、1211番1、1213番、1214番4、1216番1及び1216番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字仲原2546番地の1
有限会社七福運送
取締役 東原 聡子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイソーくりえいと宗像店、リバップくりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目 2 番 1 号外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

広告物が掲出されています。早急に屋外広告物許可申請を行ってください。(都市計画課：0940-36-1484)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 日の里一丁目団地(賃貸施設)

(2) 所在地 宗像市日の里一丁目10番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

広告物を表示または掲示する物件を設置する場合は、屋外広告物許可申請が必要です。(都市計画課：0940-36-1484)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アクロスモール春日

(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フレスポ花見が丘

(2) 所在地 福津市花見が丘二丁目255番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックスくりえいと宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
地方税共通納税システムの税目拡大に係る税務システムの改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年12月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社BCC
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
51,172,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 被命令者（1法人5個人）
 - (1) 株式会社ウィード（飯塚市佐與）代表取締役 萬田 奈菜美
 - (2) 萬田 奈菜美（飯塚市）
 - (3) 加藤 清正（嘉穂郡桂川町）
 - (4) 谷本 藍弥（飯塚市）
 - (5) 中川 和昭（宗像市）
 - (6) 谷本 光治（飯塚市）
- 2 措置命令の内容
株式会社ウィードが飯塚市佐與2143番1外8筆に所在する事業場及び隣地に保管している産業廃棄物（破碎処理後の木チップ（火災により焼損したものを含む。））について、適正処理することにより保管数量を減じ、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づき平成30年1月29日に同社が本県に提出した産業廃棄物処理業変更届出書に記載された保管数量（201.6m³）以下にすることにより、火災の発生を防止し、産業廃棄物の飛散及び流出を解消すること。
なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。
また、上記措置が講じられるまでの間、飯塚地区消防本部に助言を仰ぎ、同消防本部の指示に従って火災予防措置を講ずること。
- 3 措置命令書交付日
令和3年12月27日

4 履行期限等

(1) 措置計画書の提出期限

令和 4 年 1 月 16 日

(2) 措置の着手期限

令和 4 年 1 月 23 日

(3) 履行期限

ア 最終履行期限：令和 5 年 4 月 27 日

イ 中間履行期限：下表第 1 欄に掲げる各期日までに、下表第 2 欄に掲げる累積数量を処理委託すること。

第 1 欄	令和 4 年 3 月 27 日	令和 4 年 6 月 27 日	令和 4 年 9 月 27 日	令和 4 年 12 月 27 日
第 2 欄	360 トン	900 トン	1,440 トン	1,980 トン

5 処分の理由

(1) 令和 3 年 4 月 27 日及び同年 5 月 2 日、飯塚市佐與 2143 番 1 外 8 筆に所在する株式会社ウィードの事業場において、同社が保管する中間処理後産業廃棄物（破碎処理後の木チップ）の自然発火による火災が立て続けに発生した。

(2) 当該産業廃棄物は保管場所から飛散及び流出しており、法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準に適合していなかったことから、本県は同社に対して令和 3 年 6 月 8 日及び同月 28 日に嚴重注意書を交付し、処理委託等により当該産業廃棄物の保管数量を減ずるよう指導し、あわせて、改善措置が終了するまでの間、火災予防措置を実施するよう指導した。

その後も履行催告を重ねてきたが、当該産業廃棄物は全く減らず、同社事業場内だけでなく隣地にまで流出しており、生活環境の保全上支障が生じている。

(3) 令和 3 年 7 月 7 日には飯塚地区消防本部（飯塚消防署）も、当該産業廃棄物を「指定可燃物」として火災予防上の不備を是正するよう指導したが、現時点で同社は適切な措置を講じていない。

さらに、本県の立入検査において、当該産業廃棄物の内部に高温が継続している箇所があることが確認されており、再び火災が発生するおそれがある。

(4) したがって、法第 19 条の 5 第 1 項に規定する措置命令の要件に該当する。

1(2)の者については、代表取締役として不適正処理に関与し、また、代表取締役でありながら他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(3)の者については、取締役でありながら他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(4)及び(5)の者については、取締役在任当時、他の者に会社業務の一切を任せきりにし、(6)の者については、令和 2 年 6 月以降の不適正処理について実質的責任者として主体的に関与していることから、法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号に該当する者として、措置を講ずべきことを命ずるものである。

公告

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 4 年 1 月 28 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課に備え置きます。

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画防火及び準防火地域の変更（令和 4 年 1 月 11 日北九州市告示第 13 号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画高度利用地区の変更（令和 4 年 1 月 11 日北九州市告示第12号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和 4 年 1 月 11 日北九州市告示第11号）

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成 5 年 8 月福岡県告示第1254号の 2）第 4 条の規定に基づき、令和 3 年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第 5 条第 2 項の規定により公表する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

部 門	被 表 彰 者
創造部門	川崎 幸子
社会部門	山里の廃校利用美術館 共星の里 黒川INN美術館
奨励部門	中村 俊介

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の

規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ南宗像店

(2) 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

（危機管理課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）

ア 歩行者の安全確保に十分配慮してください。

イ 児童生徒の通学に十分注意してください。

ウ 工事中並びに開店後の前面道路駐車禁止の徹底をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等

（環境課：0940-36-9092）

ア 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めてください。

ウ ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。

エ 資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。

(4) 防災・防犯対策への協力（危機管理課：0940-36-5050）

駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。

(5) 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）

騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。

(6) 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）

ア 建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。

イ 屋外広告物については、既存物件において申請がなされていない物件があります。早急に手続きを行ってください。変更についても設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

I E 11サポート終了に伴う電子調達システム改修業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 3 年 11 月 30 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

46,167,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)に該当

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第 78 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指 定年月日
訪問介護	4072201041	スカイメディカル ヘルパーステーションアイ 朝倉市甘木150-4 (2階)	株式会社スカイメディカルアイ	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4072602016	西日本ケアヘルパーサービス 行橋市天生田586-1 サン・ライズあもうだビル205号室	ケアポッド株式会社	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4072900881	サンカルナテラス三国が丘駅前訪問介護事業所 小郡市あすみ一丁目40番地	西鉄ケアサービス株式会社	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4071503751	大牟田中央病院 訪問介護事業所 大牟田市歴木1841番地	医療法人福岡輝生会	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4071503769	ヘルパーステーション 一期一会 大牟田市柿園町一丁目1番地2レジデンス新栄町509	株式会社こころ	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4071702411	ほっとステーションわらび 直方市植木1825番地1	株式会社COCCO	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4071804159	訪問介護よつば 飯塚市赤坂249番地1 SEIBUⅢ201号	合同会社CLOVER	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4073401509	愛真ヘルパーステーション 太宰府市朱雀三丁目7番41号 ふるさと荘101号	株式会社まつしん	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4073501597	ヘルパーステーションくらじ 糸島市井田471番1	株式会社蔵治	令和 3 年 11 月 1 日

〃	4071503777	ヘルパーステーション ポケット 大牟田市手鎌181-3	株式会社 リード	令和3年 12月1日
〃	4071804167	すこやか訪問介護 飯塚ステーション 飯塚市立岩1431-1	株式会社スピカ	令和3年 12月1日
〃	4073301907	ヘルパーステーションリポーン宗像 宗像市三郎丸四丁目18番15号 インペリアルコート107号室	株式会社 r e b o r n	令和3年 12月1日
〃	4075101073	ヘルパーステーション クレア 遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号	社会福祉法人日本 傷痍者更生会	令和3年 12月1日
訪問看護	4061790160	医療法人みらい 訪問看護ステーション「まもるん」 筑紫野市大字天山37番地	医療法人みらい	令和3年 10月1日
〃	4065590335	訪問看護ステーション しんしん 飯塚市立岩1417番地1 クリスタル ハイツ 205号	株式会社カセキ	令和3年 10月1日
〃	4065690374	訪問看護ステーション カルム 田川市楠2279-5	合同会社 c a l m e	令和3年 10月1日
〃	4067590226	訪問看護ステーション 心の駅 行橋市流末1277番地3	社会福祉法人共生 の里	令和3年 11月1日
〃	4062690096	訪問看護ステーション もこもこ 小郡市小郡2433番地 ファミール リオ201号	合同会社 S O R A 雲	令和3年 12月1日
訪問リハビリ テーション	4055680070	介護老人保健施設 あけぼの荘 田川市夏吉46番地	医療法人 和光会	令和3年 11月1日
〃	4055680088	介護老人保健施設 明寿苑 田川市川宮1569番地の2	医療法人 明寿会	令和3年 11月1日
通所介護	4071503744	デイサービス 結~m u s u b i ~ 大牟田市歴木1588番地3	合同会社 L e a f s t o n e	令和3年 10月1日
〃	4072201025	健生館みなぎ デイサービスセン ター 朝倉市美奈宜の杜五丁目12番10号	株式会社スカイメ ディカルアイ	令和3年 10月1日
〃	4072201033	健生館けやき デイサービスセン ター 朝倉市堤458番地1	株式会社スカイメ ディカルアイ	令和3年 10月1日
〃	4073301881	ライズセントラル杏 宗像市徳重一丁目2番20号	有限会社ひかり	令和3年 10月1日
〃	4071702403	デイサービスセンター f i e l d 直方市頓野1935番地3	株式会社フィール ド	令和3年 11月1日

〃	4073501605	デイサービスセンターありた 糸島市有田中央一丁目11番12号	株式会社蔵治	令和3年 11月1日
〃	4074200660	デイサービス新宮宴 別館 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12 号	株式会社総合福祉 サービスアイル	令和3年 11月1日
〃	4071503785	リハビリ特化型デイサービス ホ ープ 大牟田市右京町50番地1	株式会社 リード	令和3年 12月1日
〃	4071503793	デイサービス花水木 大牟田市桜町154番地	合同会社導楽	令和3年 12月1日
〃	4073001705	介護事業所 らぐたいむ筑紫 筑紫野市原563-2	株式会社イズラ イフ・ラボ	令和3年 12月1日
〃	4073301899	デイサービスセンターしおん 宗像市三郎丸二丁目1番1号	株式会社 r e b o r n	令和3年 12月1日
〃	4073501613	通所介護事業所すまいるはあと 糸島市二丈武49番地3	株式会社ヤナセデ ライト	令和3年 12月1日
〃	4074400674	グラント粕屋デイサービスセン ター 糟屋郡粕屋町原町二丁目2番11号	株式会社フィッツ ・ロイ	令和3年 12月1日
〃	4075101065	デイサービスセンター クレア 遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1 号	社会福祉法人日本 傷痍者更生会	令和3年 12月1日
〃	4075400608	リハビリデイサービスアドバンス 鞍手郡鞍手町中山2377-1 サン シャトービル101	合同会社アドバ ンス	令和3年 12月1日
短期入所 生活介護	4073401517	特別養護老人ホーム ムネだざい ふ 太宰府市内山492-5	社会福祉法人レー ヴ福岡	令和3年 12月1日
〃	4073700926	ショートステイ「風の郷」 那珂川市山田1115-1	社会福祉法人春光 会	令和3年 12月1日
福祉用具 貸 与	4071804142	福祉用具レンタルあいの里飯塚店 飯塚市上三緒358-10 上三緒テ ナント	85B 合同会社	令和3年 10月1日
〃	4072400940	バストケア筑後 筑後市山ノ井302-1	株式会社エヴァ ・ライフ	令和3年 12月1日
特定福祉 用具販売	4073201586	フェニックスケアサポート 大野城市仲畑二丁目3番44号	株式会社フェニッ クスソリューション ズ	令和3年 11月1日
〃	4073201594	こもれび福祉用具事業所 大野城市横峰二丁目20番26号	株式会社こもれび	令和3年 11月1日
〃	4072400940	バストケア筑後 筑後市山ノ井302-1	株式会社エヴァ ・ライフ	令和3年 12月1日

〃	4075101057	福祉用具 千の里 遠賀郡岡垣町東高陽一丁目8番7号	合同会社千の里	令和3年 12月1日
---	------------	------------------------------	---------	---------------

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により次のように公示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護	4071503595	あかりヘルパーステーション 大牟田市原山町12-9 クローバーMORI 102	株式会社エムアイ企画	令和3年 10月31日
〃	4071500591	有限会社 あいケアサービス 大牟田市三里町一丁目16番地18	有限会社 あいケアサービス	令和3年 11月5日
〃	4073300891	ヘルパーステーションこころ 宗像市三郎丸二丁目1番1号	株式会社山和	令和3年 11月30日
〃	4075000051	水巻町社会福祉協議会ホームヘルプサービス 遠賀郡水巻町頃末南三丁目11番1号 水巻町保健福祉会館（いきいきほーる）	社会福祉法人水巻町社会福祉協議会	令和3年 11月30日
〃	4071803631	ヘルパーステーション n i s s e 飯塚市伊岐須199番地17	一般社団法人 n i s s e	令和3年 12月31日
〃	4072700034	社会福祉法人 豊前市社会福祉協議会 豊前市吉木955番地 豊前市総合福祉センター1F	社会福祉法人 豊前市社会福祉協議会	令和3年 12月31日
〃	4076400151	柴田みえこ在宅ケアセンター 飯塚市勢田1806-1 介護老人保健施設和泉の澤	医療法人 康和会	令和3年 12月31日
訪問看護	4065790117	訪問看護ステーションゆたか 嘉麻市鴨生532番地	医療法人ユアアイ	令和3年 10月31日
〃	4061890044	訪問看護ステーションはるか 那珂川市中原三丁目37ピア博多南102号	株式会社レインボーローズ	令和3年 11月30日

〃	4060490390	訪問看護ステーション新宮宴 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12号	株式会社総合福祉サービスアイル	令和3年 12月31日
〃	4063390043	原鶴温泉病院 訪問看護ステーション うきは市吉井町千年628番地	医療法人原鶴温泉病院	令和3年 12月31日
通所介護	4075501066	デイサービス八幡台 宮若市金丸811番地1	株式会社シェアハウス八幡台	令和3年 11月7日
〃	4073300909	デイサービスセンター こころ 宗像市三郎丸二丁目1番1号	株式会社山和	令和3年 11月30日
〃	4072100730	笑顔満開はなことば稲築 嘉麻市岩崎503-1	シティケアライフ株式会社	令和3年 12月31日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により次のように公示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防短期入所生活介護	4073401517	特別養護老人ホーム ムネだざいふ 太宰府市内山492番地5	社会福祉法人レーヴ福岡	令和3年 12月1日
〃	4073700926	ショートステイ「風の郷」 那珂川市山田1115番地1	社会福祉法人春光会	令和3年 12月1日
介護予防福祉用具貸与	4071804142	福祉用具レンタルあいの里飯塚店 飯塚市上三緒358番地10 上三緒テナント	85B 合同会社	令和3年 10月1日
〃	4072400940	バストケア筑後 筑後市山ノ井302-1	株式会社エヴァ・ライフ	令和3年 12月1日
介護予防訪問リハビリテーション	4055680070	介護老人保健施設 あけぼの荘 田川市夏吉46番地	医療法人 和光会	令和3年 11月1日
〃	4055680088	介護老人保健施設 明寿苑 田川市川宮1569番地の2	医療法人 明寿会	令和3年 11月1日

介護予防 訪問看護	4061790160	医療法人みらい 訪問看護ステーション「まもるん」 筑紫野市大字天山37番地	医療法人みらい	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4065590335	訪問看護ステーション しんしん 飯塚市立岩1417番地1 クリスタ ルハイツ 205号	株式会社カセキ	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4065690374	訪問看護ステーション カルム 田川市楠2279-5	合同会社 c a l m e	令和 3 年 10 月 1 日
〃	4067590226	訪問看護ステーション 心の駅 行橋市流末1277番地 3	社会福祉法人共生 の里	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4062690096	訪問看護ステーション もこもこ 小郡市小郡2433番地 ファミール リオ201号	合同会社 S O R A 雲	令和 3 年 12 月 1 日
特定介護 予防福祉 用具販売	4073201586	フェニックスケアサポート 大野城市仲畑二丁目 3 番44号	株式会社フェニッ クスソリューションズ	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4073201594	こもれび福祉用具事業所 大野城市横峰二丁目20番26号	株式会社こもれび	令和 3 年 11 月 1 日
〃	4072400940	ベストケア筑後 筑後市山ノ井302-1	株式会社エヴァ・ ライフ	令和 3 年 12 月 1 日
〃	4075101057	福祉用具 千の里 遠賀郡岡垣町東高陽一丁目 8 番 7 号	合同会社千の里	令和 3 年 12 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予
防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第 2 号及び介
護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により次のように公
示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの 種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称	廃 止 年月日
介護予防訪 問看護	4065790117	訪問看護ステーションゆたか 嘉麻市鴨生532番地	医療法人ユ-アィ	令和 3 年 10 月 31 日

〃	4061890044	訪問看護ステーションはるか 那珂川市中原三丁目37ピア博多南 102号	株式会社レインボ ーローズ	令和 3 年 11 月 30 日
〃	4060490390	訪問看護ステーション新宮宴 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12 号	株式会社総合福祉 サービスアイル	令和 3 年 12 月 31 日
〃	4063390043	原鶴温泉病院 訪問看護ステーシ ョン うきは市吉井町千年628番地	医療法人原鶴温泉 病院	令和 3 年 12 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するの
で、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（令和 3 年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区 域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町 、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木 町	令和 3 年12月22日から 令和 4 年 3 月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するの
で、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市内（朝倉市牛木、馬田、千代丸、荷原、久喜宮）	令和4年1月4日から 令和4年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市歴木	令和4年1月13日から 令和4年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

篠栗町大字萩尾	令和4年1月7日から 令和4年2月25日まで
---------	---------------------------

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和29年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和4年1月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第169号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和3年10月29日

雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された令和3年度行政書士試験（令和3年11月14日実施）の合格者を令和4年1月26日に次のように発表したので、お知らせします。

令和4年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 多賀谷 一照

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910002	7910257	7910503	7910791	7911622

7910007	7910264	7910504	7910793	7911661	7910158	7910428	7910674	7911213	7912116
7910013	7910269	7910517	7910808	7911668	7910160	7910431	7910676	7911229	7912138
7910019	7910271	7910518	7910820	7911669	7910161	7910436	7910681	7911258	7912150
7910024	7910288	7910521	7910856	7911681	7910189	7910447	7910694	7911281	7912181
7910025	7910292	7910523	7910861	7911697	7910207	7910461	7910702	7911284	7912259
7910030	7910323	7910528	7910863	7911702	7910208	7910465	7910713	7911315	7912445
7910048	7910330	7910533	7910866	7911739	7910213	7910468	7910724	7911321	
7910064	7910333	7910539	7910868	7911748	7910221	7910471	7910726	7911366	
7910069	7910336	7910546	7910872	7911753	7910237	7910475	7910737	7911433	
7910070	7910339	7910549	7910881	7911757	7910239	7910476	7910739	7911435	
7910082	7910348	7910554	7910886	7911828	7910245	7910486	7910740	7911478	
7910089	7910351	7910559	7910940	7911834	7910246	7910489	7910745	7911517	
7910090	7910355	7910560	7910951	7911916	7910250	7910493	7910774	7911560	
7910091	7910359	7910562	7910959	7911937	7910254	7910496	7910786	7911615	
7910106	7910360	7910600	7910964	7911966					
7910114	7910364	7910605	7910988	7911981					
7910121	7910366	7910608	7911017	7911987					
7910130	7910367	7910625	7911053	7911996					
7910135	7910384	7910638	7911070	7912020					
7910137	7910397	7910639	7911089	7912025					
7910139	7910402	7910640	7911091	7912029					
7910143	7910403	7910641	7911102	7912055					
7910145	7910409	7910651	7911111	7912070					
7910149	7910414	7910658	7911113	7912082					
7910153	7910418	7910659	7911196	7912085					

福岡県行政改革審議会公告

福岡県の行政改革に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和3年12月7日から12月20日までの間、御意見を募集した結果、5件の御意見の提出がありました。

同要綱第8条第1項のとおり、御意見の要旨及び知事への答申の要旨を次のとおり公表します。

令和4年1月28日

福岡県行政改革審議会会長 津田純嗣

- 1 意見募集の対象
福岡県行政改革審議会答申案

- 2 意見募集の期間
令和3年12月7日から12月20日まで

3 意見の要旨

	頁	意見の要旨	対応	対応の理由
1	全体	「DX」や「AI」など横文字が多すぎる。県が発信する文書は、県民の誰もが読んでわかるよう、可能な限り平易な言葉に変えてほしい。	修正	意見のとおり、アルファベット略語及びカタカナ表記となっているものの一部については、使用が一般化していることまでは言えないことから、日本語に置き換える又は注釈を入れることとする。
2	10	どう考えても22時くらいまでかかる仕事を、20時30分までに終わらせるという命令を受けるようなことが続くと、大変なストレスで病気になってしまう。時間外命令と実際の従事時間を誰でも見られるようにすることで、ストレスから病気になる人を防ぐとともに、多く残業代を付ける厚かましい人をなくすことができる。	原案の とおり	職員ごとの時間外勤務実施状況については、個人情報に該当し、開示していない。
3	11	有名な人の自殺が報じられると、いのちの電話や心の健康相談統一ダイヤルなどの番号も掲載されるが、相談を聞いてくれる人の名前が開示されていない。相談を聞いてくれる人は名前を名乗って相談を受けていただきたい。	原案の とおり	相談ダイヤルの相談対応者の名前に関しては、名乗ることにより特定の相談対応者に相談が集中し、事業の実施に支障が生じることが想定される場合には匿名にするなど、事業の目的や内容に応じ、各実施主体において判断されているところである。
4	14	福岡県の農業改良普及指導センターのあり方について、今以上の研鑽を積み、将来の農業を担う農業者に対し、「農業生産者に対する経営支援や技術指導」だけでなく、「農業経営者に対する経営マネジメントの視点からの支援」が的確にできるような組織となることを期待する。	原案の とおり	実際に組織見直しを行う際の考え方に対する意見であるため、関係課に意見送付する。

5	23	市町村共済組合の健康診断は良くない。30歳から胃の透視（胃部X線写真）があるが、国では他の検査方法を行っているところもある。健康診断は、各検査で見つけることができる有害物質を、まず国民の模範である議員が情報公開すべきであるが、ある自治体では「議員は健康診断を受けなくていい」と言っており、30～40%の議員が受けていない状態では、健康診断を強要すべきではない。健康診断自由制度にすべき。また、工事現場では水溶性接着剤をよく使うので、有害化学物質の検査ができるようにしてほしい。また、電磁波測定器の設置もすべき。	原案の とおり	市町村における健康診断に関しては、県の行政改革の対象とならない。
---	----	---	------------	----------------------------------

4 知事への答申の要旨

意見を踏まえ必要な修正をした後、令和 4 年 1 月 13 日に答申

なお、知事への答申全文については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）を御覧ください。